

北海道開拓の初期に於ける外人の工作（上）

牧野信之助

一、幕末維新に於ける蝦夷地の經營と外人の工作

王政維新の序幕に於て、蝦夷地經營の問題が慌たゞしく緊要事項として討議せられてゐると云ふことは、決して事態の輕重を過つものではなかつた。維新の動機を促進する主流をなしたところの開國が、ロシアの南下による北方問題に起因してゐることに思を馳せたならば、もとよりこれは當然の措置と云はなければならぬ。鎖國の安逸に馴れた徳川幕府と雖、強露の領土侵略運動が、明和・安永以降加速度的となつて、遂に千島列島を騷擾せしむるに至るに及んでは、遂に自ら耳を覆ふて輿論を塗抹するわけにはゆかなかつた。從來殆ど化外の地域として、豊臣氏以降松前藩の領地として委托されてゐた蝦夷島は、斯る形勢下に寛政乃至文政への二十餘年、安政以降幕末への十餘年を、幕府の直轄として經營せられ、加ふるに東北諸藩の警備を要求したのは、國防上の見地よりして、當然の手段とせらるべきであつた。口蝦夷の一部を和人地として、その他の全沿海地には、アイヌの自由居住地に於ける漁場の經營のみに、その藩利を營んだ松前藩としては、到底全島の防禦を完うする能はざる

は自明の理としなければならぬ。前後二回の幕領によつて施設工作された蝦夷地の國防的計策は、勿論その間に多少の相違を見るが、その眼目に至つては、從來殆ど外延的で、一の内包的實質なき全島の内部の充實、即ち拓殖そのものであることを知つたには相違なかつた。

斯る作爲は、幕府派遣の當事者によつて企圖せられたのみならず、天下志士の大なる輿論となつて、「北門の鎖鑰」を防守せよのスローガンとなつて高唱された。然も、その實施のあとについて之を検案したならば、我國民として、未だ嘗て斯る廣漠たる處女地域への大規模の拓殖は、悠久なる經驗の埒外にあつて、到底それは着々南下の銳鋒を向けた強露に對抗すべき當面の處置、——否百年の計を以てしても、それは成功すべき自信を持たなかつたのである。試みに寛政の末、屯田生活に馴されたと云はれる、八王子千人頭の子弟を、白糠・鵠川に移したその結末を一瞥するならば、譬へそれが試験的であつたと云はるゝにしても、到底舊日本傳來の斯く簡單に考へられた作爲が、容易に迅速に豫期する程の目的を達せられるものではないといふことが何よりも明白に立證されたとしてよい。

時勢は進展した。ロシアの南下以降、引續いて惹起された對外諸國との複雑な國際問題は、遂にペリーの來航によつて急轉直下して開國日本となつたのであるがその間の過程に於て、開國と對蹠的に相離反する攘夷運動が盛に行はれてゐたのに關はらず、頗る重要なる一思潮として、其等を相通じて

先覺者の間に舊來の鎖國日本にては到底求め得られざる歐米の智識作業を移用して、新生日本に依據せしめんとする主張が加速度的に眞劍になつて來たことを認めざるを得ない。

其は幕末維新の活舞臺に跳躍せる有力なる諸藩、——表面守舊派の如くにも見られた水戸藩の如きでさへ、その實泰西文物の吸収に於て、有力なる先達の一であつたことを考へてみれば、薩・長・土肥・越などの列藩に於ける採用運動の、如何に活潑であつたかは亦覆言するの要がない。彼の越藩の俊才橋本左内が「魯西亞、亞黑利加を諸藝術之師役五十人斗借受、諸國ニ學術稽古所相起、物産之道を手廣に始め……」^①と述べたのにも、維新當初肥前の江藤新平が岩倉具視に宛て、「多くの外邦諸藝の達人を招聘せん」^②との意見を吐露したのにも、その意圖するところが充分に知られる。この二者の主張にはもとより時間的に距離があることは勿論であるが、畢竟するところ、外人工作の優越を認めて、之が採用の急を主張した點に於て相合致してゐるのである。而して、幕府の政局に於ても、總じて斯る主潮は、豊かに流れてゐたことを決して見逃してはならぬ。幕府に於ける一部有司の傳統的新思潮が、今その直轄支配地となつた蝦夷地の開拓に加へられんとすることは、當然の措置である。況んや、舊來のあらゆる方式が、開拓の目的到達の上に、至難なる經驗として繰返されたる場面である以上、更らに意義ありとせなければならぬ。

幕府有司の手によつて企圖された外人招聘の一つは、文久二年（一八六二）合衆國聯邦よりブレイク・

ボンペルリー(W. P. Blake, R. Pumpelly)の二氏を蝦夷地に派遣し、函館を根據として、口蝦夷の鑛山地質を檢査せしめ、同時に數名の學生を帶同して、實地見學に資せしめ、併せて學科を教授せしめたことである。この行に於て、彼等は市、渡の鉛鑛を手始めとして、國縫の金山に及び、遂に岩内(茅、澗)の石炭坑を精査したのであるが、この石炭坑は、幕末を通じて經營の歩を進め、後明治時代の初期開拓使時代に連續して、重要視さるゝところとなつた。彼等によつて「南部蝦夷中に於て外國の坑法を移用するには此地に勝るものなし」との、所謂折紙を附せられた一言に、當局の注意が蒐められたのである。而して、彼等は火藥を用ゐて岩石破碎の實驗を行ひ、砂金の洗滌に水銀を用ふる法を教へ、且つ巡歷個所は蝦夷地の一部に過ぎざりしとは云へ、その觀察記録が如何に爾後の渡來者に示唆を與へたかは、斯の開拓顧問ホラシ、ケブロン施設の事業への基礎的概念を與へた事にも之を證するものがある。④ 彼等の事業と幕府の意圖とは、不幸にして國論沸騰の際遂に之を實現せしむるに至らなかつたが、その精細なる學術的記録一卷は、蝦夷地に於ける外人工作の第一記念塔となつて殘されてゐる。斯して、上述岩内(茅、澗)石炭は、その後引續き開坑の議を重ね、元治元年には箱館奉行所に屬する有司によつて「一里四方の地底にて、貳百億貫目とも難斗、莫大の石炭伏藏仕」と報告せられて居り、⑤ それは譬へ、非専門家の推測でしかなかつたにしても當局者は勇躍して採炭實施の歩を進めたのであつたが、その方式在來の日本風によるものである以上、到底その目的を達する迄に至らなかつた。然

し、遂に慶應二年に至つて函館在留英國領事ガワルの兄エラスムス、ガワル (E. Gawwale) によつて獻策された、洋式採炭法が精細なる説明の下に函館奉行の手に交附さるゝに及び、こゝに始めて幕府の懸案は一道の光明に接する機會に到達することゝなつた。右によれば、純洋式の採炭法によつて、炭山より海岸迄約一里の間輸車鐵路を敷設して、馬力を以て石炭車を牽かしむることゝし、直に船積に便せんとするにあつた。一件書類には、設計、見積、石炭試験、ガワル傭聘條件、同炭坑見分録等が合載され、之を通觀すれば、以上の企業經過が餘蘊なく悉知される。ガワルは、引續いて開拓使の下に於ても採鑛の任に當り、明治二年七月には脱走降伏兵五百人を使役せしめられてゐる。その翌三年の調査書に「一輪車十八車、トン入輸車八車、四トン入輸車五車」と記録されてゐるのによると、此ガワルの計畫は意圖する如く實現されて、相當採炭せられつゝあつた事情が知られる。^⑦

以上の石炭坑検査經營の發動的であるに比して、極めて受動的ではあつたが、外人の作爲による開拓様式の受用に關して、一つの特筆すべき事件が、幕末から維新當初へかけて惹起せられたのは、猶茲に前者と相對比して考察せしめる丈の充分なる意味を持つてゐる。其れは、一般にガルトネル事件として知られた、宰商ガルトネル (R. Galtnel) が、明治二年二月 (一八六九・三) 舊幕府脱走軍の永井箱館奉行・中島同並との間、續いて同年六月 (一八六九・七) 函館府の總督清水谷公考、同判事南貞助との間に締結せられたる約定によつて、口蝦夷七重村附近三百萬坪を開拓の爲、九十九年間租借せんと

し、着々事業進捗の際、政府の知るところとなり、條約違反として之を回收せしめんとし、約定條件を楯にガルトネル之を肯せざるに及び、政府は、結局償金六萬二千五百弗を出して、事件落着に至らしめたことを斥すのである。事件そのものは、専ら維新以後のことに屬するのであるにしても彼が蝦夷地に企業の根柢を定めんとしたのは、幕末以來のことであり、其れに對して、函館奉行所の當局としても、多少の意圖がなかつたとも云へないのであるから、その結果より見て、全然彼の惡辣なる詭謀が斯る終局を來したと見るべきにしても、猶そこに少しく補説すべき要がある。

元來、ガルトネルは孛國領事シ・ガルトネルの兄として、恰も彼の英國坑山師ガワルが、英國領事ガワルの兄たる如き關係に於て、官邊の緣因によつて奉行所に接近し、既に早く、その依囑を受けて泰西農法實施の計畫に當つたことは、慶應三年五月杉浦函館奉行と孛國領事ガルトネルとの應接録に明示せられてゐる。右によれば、ガルトネルは、函館近在を廻村して、田畑耕作の狀況を審査し、その所見を報告し、領事の手によつて、之を英文に反譯して奉行に捧呈して居るものがある。⑤同奉行が箱館近郊龜田村田谷に、四五反の民有地を貸與して麥作をなさしめたのは、當時のことである。既にして、明治元年四月、函館裁判所に緣因して、井上判事によつて七重村の農圃開墾を斷行されて居り、それは民政局勸業係りの所管となつた。彼の主張は、泰西農法の試業によつて開拓の範たらしめんとするので、一萬坪許りの借地を得んとしたのである。而して、今この兩度の約定書に於て之を見

るも、舊幕府脱賊軍のそれは、國權を無視した點はともかくとして、その第一條中に、「一、ガルトネル氏歐羅巴風に習ひ農業法を弘めんとするを以て、有志の輩十二名及び農夫五十人を撰み、彼等をして三ヶ年の間農業法を教授すべき事」と定め、又第五條中に、「一、政府に於てガルトネル氏を農業法に達せし者と思ふが故に農業法を托し、以て此地を開拓せしむ。且政府に於てはガルトネル氏の力に依て、此蝦夷全島を利せんことを欲するを以て、此一條に付多く利益を得んことを望む。」とあるものによれば、榎本等の意向が、歐風開拓の待望にあつた點が了解される。斯の如くして、明治三年七月、借地回収の談判が進行せられつゝあつた途中に於てすら、外務當局の言明書には、回収は勿論なるべきも、ガルトネルの企圖は、其儘襲用すべきを可とする意見が示されてゐるものがある。⑤而して亦、事件落着の後提出された、ガルトネルの僅々一ヶ年餘の間に、七重村の許可農圃に將來した、農具、家畜、果樹、蔬菜、花卉等の品目は、驚くべき數量に上り、譬へそれは、後間もなくこの地を米人技師團の差配下に經營せしめらるゝに及び、その後の北海道の農業に對して影響を及ぼすことが殆どなかつただろうと想像せらるゝとは云へ、若し、前述當年の外務當局の言明が實現せられたとするならば、今日の北海道の農業様式が、その後の展開に於て、多少の相違を來したものがあつたであろうことを思はしむるのである。

幕府の倒壊に共と開始された維新の新政に於ては、蝦夷地は明治元年函館裁判所（後に函館府）開設されて奉行所に代はり、而もその規模爲らざる中に脱賊軍の亂入となり、既にして同二年開拓使の設置となつて、蝦夷地は北海道にその名稱を更新したのではあつたが、然し、全道的に統制せられたる開拓方針が、一齊に運用されたのではなかつた。専ら、防備上の意味から、強制的に配置された諸藩、利権漁りの立場から割込んだ由緒の諸刹、開拓充備の名に於ける諸卒族團體、其等の支配地間に挾雜された諸省領と、開拓使直轄地とであつた。勿論、名義の上に於ては、開拓使が全道諸領の統一方針を左右し得べき筈のものではあつたが、事實斯る雜然たる状態に直面しては、防備開拓の重大使命を果すのに不充分であることは、言ふ迄もないことである。況んや、先にこの新天地開拓の先途を暗示するかゝの指針として見られた、歐米の様式による諸工作は、茲に呆氣なく一時中斷の形となつて、その存續を一時停頓の形に置かしたためである。要するに、明治新政の囑目すべき表現として着手された北海道經營は、意至つて實之に伴ふこと能はず、若し依然として斯る状態にて連續せんか、舊幕府時代に於ける從來の措置そのものと何等撰ぶなく、反つて、局面展開の方策の啓示としての外法採用の企圖にさへ無關心であり、前途はやがて拾收せられざる窮境に陥らんとしつゝあるのを見たのである。唯、この間に於て、東北諸藩に於ける諸卒族團體、例へば膽振有珠郡に於ける伊達氏の移住地の如きは、土地氣候に惠浴せられた點も認めなければならぬにしても、彼等の間に於ける封建的精神の

よき意味に於ける活用が、この期間に於て、既に全道の模範的開拓地としての基礎を固めしめたものを例外として結實させた。而も、後に至て、彼等の間に活用された外法による拓地様式が假りに當初より悉知せられてゐたとするならば、その盛業は、より早く實現せられたであらうことは疑を容れない。況んや、彼等の耕宅地構成様式が、依然たる舊様に規つた不合理が、やがて必然的に之を變改する必要があるに至つたのは、此亦北海道の如き廣漠なる處女地に於ける開拓が、舊日本式の移用を以てしては、到底不合理たるべしとの一證左を實示したものととして受取られる。

註① 越前・若狭古文書選所收松平文書橋本綱紀書翰。

② 岩倉文庫文書所收江藤新平書翰。

③ R. Pumpelly:—Geological Researches in China, Mongolia and Japan, during the years 1862 to 1865.

④ ホラシ、ケプロン報文所收、博士ブレイキ報文摘要。

⑤ 元治元年二月岩内石炭山御評議濟書類「岩内領茅沼石炭山御取開に付見込之儀奉申上書付」。

⑥ 慶應二寅年十一月岩内石炭御用留。

⑦ 明治三年石炭山御道具調書上。

⑧ 各國官吏應接録(慶應三年五月李滯生日記)。

⑨ 公文録「(上略)一體北海道之儀は廣漠之地各所とも農業未だ開け不申且北緯四十度以北之寒地動植培養之方法は御國人古來方曾て不辨知之處今般カルトネル農業相開き候者寒凍之地適宜之耕法にて必成就之見込も相立候儀に可有之御國に於ても右之方法採用いたし候はゞ開墾之節神速に可有之カルトネル並本國より罷越居候農業のもの等教師に御雇替相成農具其外とも御買上にて一圓農業相開候はゞ御國利益も不少右様之引合に相成候はゞ彼の損失も不多數其權我に歸し七重村地所取戻之儀も談

判行易行届與被存候間右之通取計申度候

庚午七月 辯官宛 外務省

⑩ 明治三年十二月七重村開墾地附屬品取調書。

二、黒田開拓長官と開拓顧問としてのホラシ、ケフロン 並にその幕僚

明治四年七月に於ける、全國廢藩置縣の舉は、王政開始以來猶且つ情勢を以て連続した封建の遺構を掃蕩して、萬規改新の實を躍進せしめたるものであつた。それと期を同じうして、餘りに無統制であつた北海道に於ける諸省藩刺等の分領地も、一齊に引揚を敢行せられ、茲に始めて、全道統一的な開拓使の管轄となることが出來た。

斯る封建の殘渣が、漸次新政の進捗につれて没却されて行くことは、國家改造への健全なる順路たることを意味するのは勿論であるが、今開拓使の單一全道管轄の機構が、成立されたのについては、更らに複雑なる工作がその過程に含まれてゐることを知らなければならぬ。それは、第二代の開拓使長官東久世氏と相並んで次官の任についた黒田清隆の活躍であつた。清隆は函館戰爭以來、北海道に深き關係があり、明治三年五月次官としての任所は樺太であつたが、日魯交綏の實地を巡察するに及び、邦人の勢力維持の遂に三年を出でざるを知り、寧ろ石狩國に於ける鎮府を四方控制の中心たらしむるを可とし、全道に於ける諸藩其他分領の不統一が如何に非常の際の支障たるべきかを強調して、

茲に一面退嬰的に見らるゝ彼の對策が實現せられたのである。斯して、黒田次官の見解は、南下せる強魯の勢力の容易ならざるを知り、國力充實の意味に於て、この緩衝地帯としての北海道の開發——内容充實の急務を痛感し、彼は新土擴充の爲めには、宜しく外邦より開拓の達人を招聘すべしとした。果然、彼の對策は卓識ある先進と同一方按に歸着したのである。三年十一月、三條右大臣から黒田次官への六ヶ條の覺書は、やがて實現せられんとする對北海道開拓策の新綱領を表明せるものとして重要な意味がある。それには、開拓技師の招聘、開拓器械の米國注文、開拓留學生の人撰を一任し、不日開拓可能の見込到達の際は定額費を増額すべきこと、並に四年春夏の際、大臣納言の内を北海道に派遣して大綱を決定せんとする意向が示されてゐる。北海道開拓の更生は、正にこの條項の實現如何によつて決定せられんとしたのである。

今私は、一々この箇條を検討するの煩を避けて、結局それは、開拓使の全道管轄が實現した一事を述べればよいのであるが、當面の問題として、最重要事項としての「開墾外人雇入次官へ委任」の實現については、黒田次官自身外遊して之を物色することとなり、遂に合衆國聯邦政府の農務局長ホラシ、ケブロン (Horece Capron) をグランド大統領によつて推薦せられ、「宇宙一周皇國の至寶搜索」の目的は結果から見て、豫期以上の成績を収めることが出來た。

私は、開拓顧問兼頭取 (Commissioner and Adviser) としてのケブロンの事業については 從來屢

詳論の機會を持つたから、茲には單にその要略を摘記せんとするに止るものであるが、一言にして盡せば、黒田次官は、この開拓顧問に絶對の信任を拂つて、所謂開拓使十年計畫の大綱を定め、熱意ある強力政策を遂行したのである。これよりして、北海道の新天地は、主としてケブロンの下に屬する、多數技術者の工作によりて、開拓の方策を按せらるゝに至つたとすべきである。老齡にして重職にあつたケブロンが、餘りにも視野の外に置かれたる異郷の島嶼の開拓に如何にして興味を有するに至つたかの経路は、恐らく、一は在米森辨理公使によつて提示せられたる北海道事情一斑、並に招聘趣旨書とでも稱すべきものによつて牽引されたものと思はれるのであるが、其よりも更らに、より大なる影響を興へたものは、先に舊幕府によつて、口蝦夷地に派遣せられたるバンペリーの手になつた一冊の報文と、特にケブロンの爲めに既にブレイキによつて陳述せられたる報文とを擧げなければならぬ。殊に後者のそれは、ケブロン報文の緒言にその影響せられてゐるところを特記せられてゐるのにも相交渉するところを知られるのである。本文の骨子をなす主要記事としての、檢鑛巡見のそれを別としても、蝦夷地の土地、住民、氣候、生物、地理一斑に互れる透徹せる所見を初めとして、日本國民にとつて宛として「深閨の處女」(terra incognita)の觀ある、この全島は、無盡藏の寶庫として開發せらるべきものあるを力説してゐる點、殊に聯邦フキラデルフキー・ホルチモアに髣髴せる渡島平原に、器械農業の適應すべきこと、良質にして豊富なる材木を搬出して製材所を設立すべきこと、並

に點檢せる諸鑛山の所見に及べるものによれば、譬へ其矚目限界が、單に西南一部の北海道に過ぎざりしとは云へ、此等の指摘された觀察點は、ケブロンに憧憬の眼を向けしめ、又その腦裡を支配して、彼の開拓工作の對策に早くも印象づけるものを有したのである。而して亦、開拓使に於ては、ケブロン^①の來任と共に、プレーク^①の鑛山點檢報文による地質圖を版行して、その使用に供してゐるのを見ると、兩者の交渉は更らに密接なるものを加へしめたのである。

大體、これ丈の豫備知識の下に、興味と希望と抱負とに滿されつゝ、彼はワシントンに於て開拓見込書を兼ねたる聘用契約書を提示した。それには、全島の地理其他に對し科學的調査を行ふと共に、道路、市街、水利等の土工營、並に植樹、開鑛に及び、次に開拓豫定案と經費明細を作製し、右作業着手決定の上は從業外人の撰定に及ぶべしとの合議案に對して直に對案を作製すべしとし、年俸一萬弗の支給その他の招聘費用を明細し、更らに、補助者の雇庸とに及んでゐる。右補助者は、陸地測量並に道路建築の長としてのワーフィールド、並びに地質兼鑛山師たるアンチセル撰に當り、ケブロンと相前後して來任した。時明治四年八月、恰も北海全道開拓使隸屬決定の直後であり、黒田次官の主張による從來の開拓使支出經費、年額五十萬圓の三倍増額案は、結局向ふ十年間、一千萬圓の改訂となつて、こゝに彌々開拓顧問頭取としてのケブロン^①の工作は、黒田次官の政治的手腕と結合し、北海道の開拓コースに、更正のスタートを取らしむることゝなつたのである。斯して、東久世開

拓長官の轉官と共に、猶次官の稱號の下に開拓使の實權は、名實共に黒田の掌握に歸することゝなつた。茲に於て、前述三年十一月三條右大臣の名によつて約束された覺書は、完全に實現されたのであるが、今單に之を開拓費の支出の點のみについて検討するも、新政府當時の貧弱なる財政状態に於て、斯くまで寛容せられたのは、事實多少の認識不足の點はあるにしても引續き強魯の壓迫が我が國防の生命線たるこの北方領土を脅威しつゝある現状に對しての防禦手段たるを覺知したものに外ならない。故に、歳額以外更らに別途資金の支出要請二百五十萬圓が、三井組發行證券の形に於て允許認容せられたのも、この非常時に際しての施設が、一日の安を許さざるものあつたが爲である。

今や、斯る緊張せる局面を直視したケブロンは、與へられた職務の立案遂行に對して、敏速にして而も大局の基礎工作に綿密なる豫備調査を忘るゝものではなかつた。彼は一面外邦將來動植物の中繼的假置場としての東京官園を設置すると共に、極めて敏速にワーフィールド・アンチセルの兩技師を渡道せしめ重要な豫備調査を遂行させた。その要項は、固より工作の第一歩として、頗る多岐に互つてゐることは勿論であつたが、何よりも先に、既設都市札幌を更らに多くの角度より検討して、全道主都としての適否を決定せしめんとし、更らに函館より内部連絡への交通路の建設と、全道の氣象及びその資源を知らんとするにあつた。

兩技師の、二ヶ月に互る綿密なる復命書には、それ〴〵觀點の相違があつた。アンチセルによれば

ば、札幌は夏熱不足の爲め、玉蜀黍を熟せしむるに足らず、食物資源に不足し、又近接の良港を欠き、交通路未發達の現状にありては、防守上孤立すべきを以て、首都の候補地は寧ろ室蘭・根室間の太平洋沿岸に求むべしとし、而も同地方は好適地なき以上、止むなく札幌を室蘭港に連結して、本國と連絡せしむべしとしてゐるものに對し、ワーフィールドは、石狩平原と石狩河との水陸資源に恵まるべき札幌の位置は、他日工業上の中心としても發達すべく、唯港灣としての小樽は、防守上不適當たるを以て、早く道路を築造して室蘭・札幌の連絡を圖るべしとしてゐる。この札幌に對する觀點が斯く相違してゐる根據は、前者は主として氣候の上から、函館に於けるライス・ブラツキストン等によつて作製された歷年測定表と、自己の觀察から歸納したものであり、後者は、母國聯邦に於ける同緯度の例證から、斯く確認したのである。

この兩報告に基いて、所謂ケブンの第一報文は發表せられ、これよりして、彼の抱負は漸次實施されんとする過程をとつたのである。右報文は、冒頭北海道の氣候風土を聯邦中の最殷富州郡と匹敵すべしとなし、唯夏季の溫度充分ならざるを恐るとしてゐるが、この提言は後屢、補正して、全然否定するに至つてゐる。

次に問題の核心札幌首都論については、他に適當の候補地を得られざる以上、之を充用すべき外なしとし、幕政以來全島中心として推定せられ、開拓使によつて定礎を据ゑられたこの地域は、今茲に

最後不動の斷案を與へらるゝことゝなつたのである。斯して、石狩河へ連絡すべき爲めの篠路運河及道路、室蘭連絡道路の築造と、札幌に於ける百工製造所建造の準備とは、首都建設への積極的工作として開始せられるべきを要請された。

更らに、全島の總括的施設意見としては、本來頗る多岐に互つてゐるが、約言すれば、この天然資源の豊富なる處女地は、その開拓アメリカ聯邦などの場合とすれば、無條件にて目的を達すべきも、邦人としては初經驗として風土に馴致せざるべきを以て、須く寛大の條件を以て之を誘致し、外人をして模範誘導の任に當らしむべしと結論してゐる。この提案に關しては、ケプロンの僚輩側にも反對論があり、實現に至らなかつたが、然し黒田次官は、始終之を考慮して、その實現の機を見出さんとしたのである。彼は進んで、開拓の實行には全島に亙る土地測量と、聯邦に適用せられつゝある公地賣與律法の必要とを説いた。即ち(一)土着法 (Homestead Law) (二)先得法 (Preemption) (三)公賣法 (Cash at Public auction)の適用である。最後に、氣候の關係上北海道は米作不可能たるべきを以て、移民の米食に更ふるに、適用穀類として滋養價值多き麥類を以てすべき旨を強調してゐる。この米作否定論は、爾來長く全島食糧に對する重要問額として殘されたのである。

斯して、ケプロンは初年度の開拓經營費八十餘萬圓を計上し、内譯二十萬圓を札幌・室蘭連絡工事費に充て、以下所要の細目を列舉し、猶、札・蘭間の鐵道建設の場合をも豫想して、四百萬圓を所要

すべきを附言してゐるのである。

「日本の改革は商工技藝の上にも變動の勢あり、實に全國の經濟を改革し、農工の方法一變すべきの時なり。……之より五十年間、必ず、他方今日迄五百年間に進歩せるものよりも、猶能く文明の域に至るべし。」と揚言し、若き日本の首途を移して、北海道開發の進展を暗示し、亦「今の事業は先例なく總ての創造なり。」と傲語してゐるケプロンの宣言には、徒らに煽熾的な言辭ではなく、滿腔の抱負と熱意と確信とを以て、彌、創業の途に就かんとしての雄哮びを感ずるものがある。

斯して明治五年七月、ケプロン自身第一回渡道の際には、既に札幌連絡道路工事開始せられ、當初の豫定を延長して、函館より北上し、半島を縦斷して森港に達し、噴火灣を渡つて、新にトカリモイ即ち新室蘭の要港を築營せしめつゝ、こゝに連結せしめ、膽振海岸に沿ふて千歲回北を北斷し、豊平川を涉つてやがて札幌に到達する札・函車道の出現となつた。ワーフールド築造長となり、五千の人力を動員して我邦最初の大道は、その外人の計畫法による築造に成功したのである。更に札幌に於ては、その後雇庸せる米人技師によつて、機械所、鍛工所、蒸汽木挽所、水車機械所等、既に設備せられ、開拓廳舎の起工亦この年にあつた。都市としての札幌の町割は、これより先既に大體の設計成つて、外人の手を藉ることなしに進捗したかの如くであつたが、然し今更正案の實施と共に、その主要

建築に對する設計は勿論、町割に至つても、更らに米人技師によつて修正補足されたことを思はしむるものがある。この間に於て、東京にありては、假學校設立せられ、開拓従業の學生を養成し、別に派遣せられたる男女の開拓使海外留學生と相對して、他日の業績を期せしむるものがあつた。斯の如くケブロン理想の新施設は、彼の渡道第一步、函館着陸の際、その夢寐した新天地に展開せられてゐたのである。

滯道四閱月、ケブロンの函館乃至札幌への行程に於ける實地見聞の結果は、特に石狩平原の天産豊沃、想像以上なるを知り、開拓移民の益、容易なるを明證し、以て第一報文を訂正し、其他新設事業に對して細心なる批評と注意とを與へたが、今はそこ迄細論することの煩はしさを避けるであらう。

この五年は、開拓使最初の改革斷行の年であつた。札幌經營の任にあつた岩村判官罷免され、松本判官その後任となつたのは、その一つの現はれであつたが、ケブロン亦、二人の幕僚と絶縁の機會に遭遇した。然し、彼の事業は些の支障を見ることなしに、アンチセルの後任者としてやがて六年二月に至り股肱の補助者ライマンを得ることによつて、地質學兼鑛山師としての卓越せる技量は、頗る開拓途上への幸福を齎らすことゝなつた。斯くして、爾來相次いで、ケブロンの傘下には各専門有爲の人材を招徠し、豫定の進路を急がせることが出來た。彼はその後明治八年、歸朝に際して、事業功程を跡付ける重要報文を編綴して、此等の功勞者を列擧して感謝の意を表してゐるが、それには、アン

テセルは別として、ワーフキルド・ライマンの外ワスソン、地質兼鑛山師補助のモンロー、草木培養方のペーマル、地理測量のデー、器械方頭取のホルト、農業牧畜のドン等の名列を見出すことが出来る。此等の中には、ケブロンケブロンの歸國後猶在任して、重要な業務處理を續行したものがあり、更らに、彼れの推薦によつて、或は亦それ以外に備聘され來つて、諍々たる名聲を馳せたものも亦尠くなかつた。今、此等のケブロン來任以來、開拓使にその名簿を列してゐるもの、總數七十六名に達する中、合衆國聯邦在籍のもの實に四十六名を占め、その他の國籍にありては清國の農夫十三名を除外するとすれば全數の七割強は、米人によつて、換言すれば、ケブロンを頭目とするブロックによつて、開拓實施の壯舉が遂行せられたことになるのである。所謂北海道のアメリカ化の淵源は斯くの如く緣因するもの深く且つ大なるものがあるのである。

斯の如くして、第一報文に表明したるケブロン案は、着々として着手進捗せらるべき筈のものであつたが、拓計實施第二年、即ち明治六年は、道内にありては、福山・江差を中心とする漁民騷擾の勃發があり、札幌の工事終結に伴ふ不景氣の襲來となり、在樺太日魯兩國民の角逐は益、不安の狀勢となつた。更らに、中央政府に於ける征韓論の決裂に際しては黒田次官亦專心拓計に處する能はざる事情に置かれ、更に又批判の當否は別として、輿論も亦事業の進捗を阻止するものがあり、所謂施設誇大

悔悟の諭告を發せしむるに至らしめたのである。故に、ケブロンこの年再度の渡道に際しては、豫定案の實施と既設事業に對する忠言の容れられざるものあるを不快とし、屢、抗言してゐるのは、兩者の立場から、必ずしも一方の非を舉批することは不可能とせざるを得ない。

この行ケブロンは札幌を中心として石狩沿岸を踏査し、西部海岸の要地に及び、歸京の後直ちに第二期報文を作製提示して、籌策の成否を忌憚なく併敘した。所謂第二期報文は大約十二條に分敘せられ、拓計二ケ年間の總計算表に該當する。彼は先づ全道地勢の検査、天氣實測、及び三角測量に關して、前者はライマン・モンロー、後者はワスソン・デーによりて着々進捗せらるゝを多としたるも、寛大なる律令の下に地所分與法を創定せんとする提案に對しては、夙に言明せる如く、拓計中の最大要件たるに關せず少しも顧慮せられざるを難じてゐる。次いで、各要地間車道開設案は、札函道路が理想的の實現に及べるを特筆し、之に對して内地連絡の船運の不廉不備を批難し、鑛山開發を民業に委すべき法案を急とし、木材の輸出策を要すとし、漁業法の革新と水産加工品の輸出について力説してゐる。更に、海外動植移植に對して東京養樹園の成績を述べ、食料變改の要を論じ、洋風家屋の建築札幌・函館等に實現せるを多としてゐるが、而も土木工業に關する畫策の多く失敗せる諸例を引擧して、それは下問の際屢、不可なる旨を答申せるを言明し、重ねて米作の不適當と、食料改變の必要に論及してゐる。彼はこの報文に於て開拓策按が富源の開發に向つて益、有望なるを教ふると共に、一面當局

の不誠意と失態とを諷示しつゝ斯の如きは、すべて自己の責任にあらざる旨を表明してゐるのである。明治七年——拓計實施第三年に至つても、中央の政局は益々多事となつて、佐賀亂に次いで、臺灣役があり、樺太に於ても日魯關係は極度に悪化するを見た。此等の間に處して、一面參與としての黒田次官の位置は政局の拾収に當らしめらるゝものがあつたが、而も拓計の既定方針遂行については、絶えずその熱意を持続した。唯開拓使費途の緊縮に至つては國家經濟の立場から積極的新事業の遂行を阻め、唯對國防の意味に於ける長き懸案たる屯田兵設置についてのみ唯一の新事業として實現された。斯る場面に於てわが忠實なる老開拓顧問は三回目の渡道を遂行し先づ札幌に於ては工業局を擴張して全道の現實工場とし海外有益の巧思を教示すべしとなし、或は官園に於ける自國植物培養を無意義として舶來種の移植を勧め、市街の發達に於て開拓使廳舎を初め洋風建築の落成に満足したが、更に前年以來ライマンによつて開坑の緒に就かんとしつゝある石狩炭田幌内の爲めに積出港としての室蘭への鐵道布設案を主張し石狩河經由小樽港搬出の得失に及び、屯田兵村の撰定に關しては、小樽・室蘭附近を踏査し、邦人の生活習性と土地の自然状態とを考察して參考とした點に新意を示してゐる。而して、この冬建設の功を竣つた札幌近郊琴似兵村の兵屋及び給與地は、實地を熟知せざる東京出張所の當局によつて選定せられたる結果、極端なる密集制と狹少なる給與地（二戸宛五千坪）となりて實現し、後に至りて黒田長官をして悔悟せしめたのであるが、之は幾分該案に對して不同意だつた

ケブロン等の意見を採用しなかつた結果とも云へやう。

彼はこの行に於て、二つの對蹠的な殖民地、——成功第一の榮冠を戴いた有珠と、土地及びその經過が最惡の條件に置かれたる日高ホリベツ川流域の開墾地を視察して、殖民地盛衰の原理を活ける標本によつて説示した。そこには、この老練なる開拓實際家の經驗眞理が滲出して見えた。

ケブロンの在任期は、當初の契約書には明示されてゐない。然し、明治七年の踏査並びに施設を以て、拓計方針の確立を見定めて、翌八年の解任歸國となつた。而も、八年は舊幕以來久しく暗黒裡に渦流した日魯の葛藤も黒田案の既定方針のまゝに、同年五月樺太・千島交換を以て一先づ局面を拾收し、國防的對立の上に於て較々小康時代に入り、こゝに於て北海道拓殖の意味は、北門の鎖鑰としてより轉回して、北門の寶庫としての開發に、より關心を將來することゝなつた。斯くして、黒田長官はこの後と雖、内外多事に際し政府の顯官として——例へば朝鮮事件の拾收、十年役の出征等、絶えざる活躍を所要されたのであつたが、然も他面には、この北門寶庫としての富源開發の方策を、邁進せしむる爲めの努力を忘れなかつた。斯る意味に於て、今遽かにケブロンを失ふことは、當局として最も苦痛とするところであり、漸くにして出發延期を懇請して、富源開發に於ける將來の對策諮問となつた。

斯る事情の下に、極めて短期間に答申された重要案は、通觀の結果、決して充分満足を得らるべきものではない。然し、私は其等の中から、開拓使當局が抱懷してゐた將來への工作に、如何にケプロン等によつて顯揚される外法の必要を感じてゐたかを明かにせられると思ふ。先づ法制的なものとして、新開地の地價査定法、地租賦課法、各官署官吏所要の經費支出等に於ける聯邦の慣例如何の問題及び外國の資本、作爲(Capital and enterprise)により、開拓せんとする場合の方法、並びに外人移入開坑方法に及び、更らに漁業法、禽獸保護法令、聯邦に於ける農學校經營法に互つてゐるものがある。此等の諮問案の示すところによれば、如何に富源の開發について焦慮してゐたかの意圖が明かに反映されるものがあることを容易に看取される。

此等の條項に對するケプロンの答申は、然し極めて穩健だつた。就中、外人移住案の如きは、既に上述せる如く、彼の當初よりの希望條件だつたに係らず、當時の國情の上に於て、條約改正の行はれざる以上、至難なるを言明してゐる。而も諮問案は以上に盡されたるにあらず、啓蒙的な辯證は猶他に少しとせないが、彼の見るところによれば、日本舊來の慣習は、誠意ある答申の容易に實行さるゝなく、至當の斟酌なきものあるを指摘し、將來猶、有能官吏の技能習得の爲め海外派遣の要あるを提案してゐるものがある。但し、この見解は、單に舊習拘泥のみに因るものに非ずして、事業の緩急と經費支出の點に支障し、其他、猶多くの誤因が介在せることをも考慮しなければならぬ。

標本的強力政治家としての黒田長官と、謹嚴忠實なる老顧問との合同工作は、屢、ケブロンを失望せしめたが、而も黒田の意向は、更らに後説せんとする如く、その心證に於て決して之を疎隔せるものに非ずして極力之を重用し、譬へ政治上の見解から時に彼の不満を買つたにしても、始終信頼の度を更へなかつた點を認めなければならぬ。故に、彼の歸朝後と雖、絶えず彼の意見を徵し、ケブロン亦誠意を盡して之に答申し、努めて福利増進の一事を忘れなかつた。例へば、明治十年役に際して黒田長官との間に巨額の銃砲調達の任に當れることなどは、事北海道に關せること以上に兩者間に於ける肝膽相照の交渉を明白に教へるものがあり、開拓使の新産業政策の一として罐詰製造業創設の際に當つてはその主任教師トリートを探察推薦して北海道に送り以て大任に當らしめ、或は優秀なる種馬その他の家畜、並びに雪車等を選択購送して開拓の道程に福利を計つたのは、何れも歸朝後數年のことに屬するのである。斯の如くして合衆國聯邦の前大統領グラントの來遊に際して一日黒田長官が東京出張所に於ける招待席上その推舉に依れるケブロン^④の功業に對する滿腔の謝辭、若しくは拓計十年の期滿たんとしてその事業功程を録してこの老顧問に捧ぐるに當り、言辭を盡してその施設の適中を稱讚したるものゝ如き、此等は決して單なる尋常形式の諛辭と見るべきではない。

斯の如くして、ケブロンはその抱懐せる腹案を實現して、以て拓計の綱領を定めたが、而も事業の實施に當つては、前述せる如きプロックに於ける忠實なる多數幕僚の助勢によつて、成果を贏ち得たることを忘れてはならない。明治五年乃至十四年に亙る十年拓計の期間に於ける、數十名に達する傭外人は、之を分つて、ケブロン在任期中直接任用のものと、歸朝以後引續き在任し、若しくは新に直接間接之を任用したるものとに分たれる。要するに、何れもケブロンを頭梁とする幕僚によつて、終始拓計の工作が進捗せられたるものとすべきである。而も、斯く多數の幕僚として二三の人格上非議すべきもの、先出ワルフキールド・アンテセルの如き所例なきにあらざるも、それとて技能の上には卓越せる成績の鱗片を示して居り、其他概して恪勤高潔の士人を以て満たされたことは、獨り新生北海道の幸ひのみではなかつた。

以下此等二三の代表者を撰んで、その業績の概要を誌すことは無意義とすべきでない。その第一に特記すべきものとして、アンテセルがある。彼は、來朝以來事を以て當局と衝突し、又職務分掌上條約面の示すところにより、ケブロンの指揮を肯せずして抗争反目し、遂に離反したのであるが、斯る人格上の非難あるに關はらず、彼は決して無能不羈の一技師ではなく、僅々二ヶ月間の渡道調査の結果は、卓越せる意見となつて當年の開拓使日誌に記録されてゐる。この點に於て、彼の上席ワルフキールドよりも開拓使に與へたる影響は遙かに大きい。而も彼の献策はその離反後はケブロンに受用さ

れる筋でなく、彼としての活躍期は開拓への端緒であつた爲めに、今に至つて業績の認められるものはないにしても、發表せる意見そのものには、基本的工作の上に重視さるべきものが決して少々でなかつた。彼は先づ岩内（茅ノ澗）炭坑の經濟的價値、並びにその炭質に關して嚴正なる批判を與へ、設備の釐正を促してゐるが、鑛山法は彼の専門とするところとして、別に鑛山規律十八條を歴記詳述してゐるものがあり、更らに現行採鑛法としては、英米諸邦の事例を檢討して、結局政府の採掘權を民間に附與すべしとしてゐる。この意見は後に至つて殆ど定論として歸着するに至つた。更らに、開拓の模範試驗場としての七重農圃の組織革正を論じたるものには、同農圃は、前述孝人ガルトネルの遺構として、今に至つて猶使用農具等の孝・英製なるは北海道にとつて不適當なりとせる如き、興味ある提言を示してゐる。彼は全道に亙つて麻作の好適なるを論じ、貿易品として有望なるを示して、一耕夫宛三萬乃至四萬坪の耕地を給附すべしとしてゐる。この耕地面積の考定は、もとより聯邦事例の反譯に過ぎないと思はれるのであるが、而も斯く斯る提言は、爾後開拓使の施設に多くの暗示を與へてゐることを否まれない。彼は、更らに總括的に拓殖移民の當面の問題の上に、多くの提案を惜まなかつた。或は河川沿岸並に公道を奄有せる土地分與の禁、土地賣買に際しての暗計行爲（Spoulation）の禁、一年間無計營者の上地法に及び、移民促進策としては、土地賣與の自由、若しくは寛大なる貸與法を以てし、然も外人への土地賣與を嚴禁すべく、忠實なる歸化人にのみ之を許可すべきを論じて

ゐる。五年九月制定せられたる、開拓使最初の土地賣貸規律にはアンチセル案が影響せるものあると認められる。彼は亦、義學（無錢學校）の設立を唱導し、子弟生産に嚮ふの途を得しめ、次に當面政府收納の主要資源たる漁業については、外人の資本投下を可とし、大に利權を收むべしと結論してゐる。以上は、アンチセルがケプロンの幕僚として、開拓實際への任務を失へる失意期に當りて發表したる主要なる論策であるが、若しケプロンの下に妥協して任務を完うしたとするならば、恐らく拓計の進展に、より大なる功績を擧げたことを想像せしめるものがある。

而も、アンチセルをプロックの外に放逐したケプロンは、後任者としてのライマンを得るに及んで拓計の豫定案は餘蘊なく實現されて行つた。「原野業に於て亞國その右に出づるものなく、身體壯健、印度にありて一二〇度の炎天下に測量し、獨佛に遊學して四ヶ年鑛山學校にあり、沈黙にして勤勉、新世界にて地質測量の頭取たるに至當なり。」と推稱せられたるこの地質學兼鑛山師長は、學術研究と實地踏査とを兼ねて、期待に背かざる成績を擧げた。明治六年春、その好同伴モンローと本邦地質助手十三名とを一團として、任に赴いて以來三ヶ年、専心全島の地質調査と有用鑛物調査とに没頭し、その結果としての調査報文十八冊と、之に附隨する地形地質圖二十六枚を完成し、日本蝦夷地質要略之圖（A geological sketch map of the Island of Yesso, Japan）と北海道地質總論（A general report on the geology of Yesso）とを校刊して、日本最初の科學的著作としてこの處女地の全貌を顯揚すること

が出来た。更に實際家としての彼の一面は、本來の目的としての有用鑛産物の開發に専心し特に炭坑の調査に努力した。斯くして、一群の石狩炭田中、殊に幌内炭坑を精査し、その埋藏量の豊富なるを知るや、開拓第一歩として採炭着手の急を論じ、運炭鐵道の開設を建言し、その實現を期して豫定線路の測定に腐心した。これは、ライマンの在任中には實現する迄に至らなかつたが、黒田長官を初めとして、内地の資本家が北海開拓に對する熱意を高めたのは、この炭坑の出現によつて、格段なる飛躍を遂ぐるに至つたとすべきで、やがて、この炭坑を中心として、全道最初の鐵道が開通するに至つたのである。

而して、當局としては、石炭及びその地の諸鑛業に對して政府の經營を可とする方針を持したが、彼は先きにアンチセルの提言せるその如く、民間經營を主張し、且つ大資本を所要する點より、外人との共同經營を必要とすべき旨を論じたが、當局に於ても、後に至つて漸くその論旨を認めて、結局該方針をとるに至つたのである。而して亦、當局としては、寧ろライマンの多くの助手を使用するを批難し、阻止せんとしたのであつたが、彼は之を肯せず、絶えず彼等を激勵して、専ら野業現術の爲に専門の知識を與へ、後幾くもなく彼等の手によりて、幾春別・大夕張等の大鑛床の發見となつた。彼は又拓計の實際家として、屢、當局を忌憚せしめた程の權威ある論客であつた。この點、獨逸のリヒトホーフエインが支那に於ける本國の政策を助け、奥太利のジュースが國都ウイーンの爲めに盡し

たる如く、單なる學究に止まらざりし半面を示してゐる。彼は全道に亙りて港灣の良否長短を比較論及して改良策に及び、主要の都市、及び殖民地との間に於ける道路網の形成について細論し、主として防備上の看點から、札幌をその中心とし、安全なる首都として發達せしむべきを述べ、氣候論に於ては、歐米の中心地帯と相違あらざるを證し、彼邦に必須とせる果樹蔬穀の培養は、安全に生育すべきを確言してゐる。此等は皆、來任の初め、明治六年の答申に所見せるところであるが、續いて彼れの卓識は、或は炭坑經營の上に注がれ、或は亦、石狩・十勝の水源を極めて全島沿岸への大旅行の結果、その爛眼なる觀察は漁業經營の上に注がれ、辛辣なる論旨となつて當局を警勵した。それは更らに、後敍の機會を持つであらう。

ライマンの多くの業蹟について、ケブロン報文に載録せられたる、デーの北海道三角測量報文、ベーマルの北海道本草採集報文、デーの石狩川測量報文、ワスフンの北海道初期測量報文、モンローの北海道煤炭報文、其等は何れも明治六年乃至七・八年へかけての、彼等の主要なる功程と業績とを表はせるものとして、その命題の示す如く、拓計の基礎的作業の上に、何れも重要な位置を占めるものである。私は今、本題の論旨を進むるに急なる爲、其等の一々に至つて之を解説するの邊を有しないのであるが、然も、開拓顧問としてのケブロンの歸國を一段落として、拓計の課程から云へば、未

だ僅かにその端緒を開きたるのみと稱すべき時期たるに係らず、彼の全道の位置面積を確知せんとする三角測量の如き、最主要と目すべき基礎的作業を中止せしむるに至つたものがあるのは、頗る遺憾とすべきである。而して、八年以後の拓計の方針は、遠大なる規模に於ける開拓民の移植に専心するよりも、寧ろ手取り早き富源の開發に矚目したかの如くに見える。斯して遂に、殖民地撰定をして、期限の終る迄遂に着手せしむるに至らなかつたのである。

但し斯る現象は、單純なる表面觀察によつて直ちに解答せらるべきではない。この拓計の初期、ケブロン傭聘時代は、黒田長官の強力政策の實現が當時として過大の國帑を費して、新天地開發を如何に工作するかを、中外等しく看視せる折とて、當局の對策も、單に技術者の獻策をそのまゝ採用することの出來ざる事情があり、更らに、開拓使内部の黨閥、政商の結托、官吏の横濁等、時代共通の暗黒面が禍ひして、事業の進展を阻止したことをも考慮せなければならぬ。

私はこの機會に於て、開拓使に於ける施設の批難、それは直接間接、外人施設に對する問題であり更らに亦、ケブロンケブロンの歸國を期として、外人政商の活躍が目立つて來たことを留意したいと思ふ。(未完)

註① Geological map of a Portion of the island of Yesso, Japan. From Explorations made in the year 1862, by W. P. Blake.

Drawn and colored from manuscript notes, Dec. 1871, for the use of General Capron.

② 開拓使以來傭外國人表。

③ 明治十年外國人贈答錄所收。